

平成24年第4回邑南町議会定例会(第4日)会議録

1. 招集月日 平成24年 5 月 25 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成24年 6 月 15 日 (金) 午前 9 時 30 分
散会 午前 10 時 12 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
危機管理課長	細 貝 芳 弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄
情報推進課長	小 林 雅 博	町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二
福祉課長	飛 弾 智 徳	農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	日 高 始
建設課長	森 上 寿	水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠
会計管理者	安 原 賢 二	瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	田 中 節 也
生涯学習課長	森 岡 弘 典				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第4回邑南町議会定例会議事日程(第4日)

平成24年6月15日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正の撤回について

日程第3 議案の質疑

議案第57号 邑南町防災会議条例の一部改正について

議案第58号 邑南町職員定数条例の一部改正について

議案第59号 邑南町印鑑条例の一部改正について

議案第61号 邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正について

議案第62号 邑南町遺児育成特別手当支給条例の一部改正について

議案第63号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正について

議案第64号 平成24年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第65号 平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第66号 平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第67号 平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第68号 平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

平成24年第4回邑南町議会定例会(第4日)会議録

平成24年6月15日(金)

—— 午前 9 時 30 分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成24年第4回邑南町議会定例会、第4日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。2番宮田議員、3番中村議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正の撤回について

- 議長(松本正) 日程第2、議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正の撤回についてを議題にします。町長から、議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正の撤回の理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) お手元にちょっとお配りをしておと思いますが、事件の撤回請求書ということでございます。6月12日提出した事件は次の理由により撤回したいので、会議規則第9条の規程により請求をいたします。件名でございますけども、議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正についてでございます。まあ、理由としては、条例中第2条第1項第1号で、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に係わる所要の改正を提案したが、同法第2項、同条第2項も改正等が必要であることが判明したため、本議案を撤回するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 番外。

●議長(松本正) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の変更につきましてです。あのう、撤回につきまして説明します。第2項で、あのう、本町に、本町の支給、支給対象者であった者が、他町に、の施設に入所した場合に対しても、本町から、この支給、支給ができるというような内容になっております。これにつきまして、まあ、島根、島根県等から助成事業も、助成も受けており、おりますので、照会しましたところ、他の町村に、の施設に出た方が、他の町村で、の住民基本台帳に登録されている場合、邑南町の方から支給するのは不適切であるというような見解をいただきましたので、これを削除するということで、この度撤回させていただきます。よろしくお願いたしたいと思っております。

●議長(松本正) お諮りします。ただいま議題となっています議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正の撤回についてを、許可することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(松本正) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号邑南町在日外国人高齢者等福祉給付金支給条例の一部改正の撤回についてを、許可することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の質疑

●議長(松本正) 日程第3、議案の質疑。これより議案第57号から議案第68号までの質疑を行います。初めに、議案第57号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第57号の質疑を終わります。続きまして、議案第58号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第58号の質疑を終わります。続きまして、議案第59号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第59号の質疑を終わります。続きまして、議案第61号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第61号の質疑を終わります。続きまして、議案第62号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第62号の質疑を終わります。続きまして、議案第63号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第63号の質疑を終わります。続きまして、議案第64号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

- 大屋議員(大屋光宏) 1番。

- 議長(松本正) 1番議員。

- 大屋議員(大屋光宏) ページが18、19の耕すシェフ農園開設プロジェクト事業費についてお願いします。この事業の、あのう、補助事業、補助の内容とその農園の運営方法、あのう、開設場所と農地の確保の方法、あと売り上げ見込額とその売り上げがどこに入る、帰属するものかについてお願いします。

- 日高商工観光課長(日高始) 番外。

- 議長(松本正) はい、日高商工観光課長。

- 日高商工観光課長(日高始) 耕すシェフ農園開設プロジェクトについてでございます。この事業はですね。基本的には邑南町から邑南町観光協会へ委託をして事業を推進するものでございます。事業の内容といたしましては耕すシェフの研修制度によりまして地域おこし協力隊の制度で、本町において4名の耕すシェフを採用して現在勉強中でございますが、その耕すシェフが、基本的には農作物、農作物を自分でたいしゅ、自分で作ることを体験し、その出来た物を、その出来た農作物をですね、自分達が勉強することによって、また販路の学習でありますとか、そういったところにつなげて行くために、実、この体験農園でその学習をするという事業でございます。まあ、この耕すシェフの研修自体は最長3年間で最終的にはその事業が終わりましたら邑南町内で起業あるいは就職をしていただく事業であります。この耕すシェフの耕すという部分におきましては先ほど説明させていただきました農作物を、農作物を自分で作ることを体験するというところでございます。そういった意味におきまして、この耕すシェフの農園で研修するということになります。場所は邑南町内の中野でございます。この中野の有機JASの農園ということで米田さんに、この耕すシェフが指導を受けながら農作物を実際にその農園で作るということを勉強してまいります。その出来た物これは基本的には米田さんの所有ということになりますので販売に関しては米田さんの方で販売をされるということになります。研修生としましては物を作る、実際に米田さんの指導も受けながら物を作るというところを研修をしていくという制度でございます。以上でございます。補助の内容でございますが基本的には補助、助成金としては200万円の助成金を利用しまして、先ほど申しあげました農場を利用いたしまして有機JAS認証あるいは減農薬の野菜づくり、そういった。失礼いたしました。予算内容につきましては指導者の謝金でありますとかイベント広告発信、農作業の備品の購入、そういったものに予算としては充てるように予定をしております。以上でございます。失礼いたしました。補助率といたしましては100%、10分の10補助でこの事業は運営をして行きます。

- 大屋議員(大屋光宏) 1番。

- 議長(松本正) 1番議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのう、まあ、今されとるところを体験させてもらって売り上げも、まあ、その人のもの。それに対して謝金まで払ってやるというのは、そのかなり経費が掛かって無駄なような気もする。まあ、利用料ということで少しであればいいと思うんですけど。まあ、実際、こうで、外で出た資料を見ますと謝金の外に、その農作業備品も全部、あのう、補助、まあ、耕すシェフの方の、あのう、観光協会持ちということは、そこまでお金を掛けるのであれば、その今されている方の土地を使わなくても町の中に遊休農地もあるし、空きハウスもある。日和の貸農園も空いているんだと思います。町の研修生用のレンタルハウス建てたけど、その土地の半分は空いている場所がある。そういうところで新規に開設して、その米田さんという方に指導に来てもらえば永く続けていいと思うんですけど、そのへん、まあ、いろいろ検討された中でこういう形を取られた理由と、あのう、今年は補助があってできるけど謝金をこれだけ払って広告費も備品もこちらもちで200万円も掛けてやれば来年以降の運営はどうされるのかの2点についてお願いします。

●**日高商工観光課長(日高始)** 番外。

●**議長(松本正)** 日高商工観光課長。

●**日高商工観光課長(日高始)** ええと、この事業を始めますに至りましたところで、基本的に、あのう、耕すシェフで来たメンバーにですね、どういった体験をしたいかというところを聞きましたところ、有機JAS、有機農業について研修をしたいという意見が、多うございました。したがって有機JASの農場ということになりますと、先ほど申しあげました場所としては、中野の米田さんの農場ということに場所になるということで、そちらで研修をさしていただくということになりました。これはいわゆる耕すシェフの希望を取り入れてその場所に設定をさせていただきました。ただ、まあ、あのう、1年をとおして、まあ、希望が多かった、この有機JASの農場で研修はいたしますが、他の可能性を排除しているものではございませんので、また1年の間にいろいろ協議を進めながら、いわゆる農作物をつく、農作物を作るということで他の、先ほどありましたような場所のことも考慮はさせていただきたいというふうには思っております。研修生の希望最優先で現在のところではそういった形で研修を進めるということにしております。それと、まあ、予算につきましては、先ほど少し申しあげました農作業備品などは、これは基本的には観光協会の所有ということになります。したがって現在ではその米田さんのところでそれを利用いたしますが、例えば他の農場に、で研修をする場合には、その物を移動させましてそちらの農場で利用をさし、するということになります。それと、まあ、単年度、1年でこの補助事業自体は終了するというものになるかと思いますが、まあ、そういった備品関係の物は当然継続して使うことができます。そういった形での利用は、したがって単年度では、単年度で終了するというものではありませんので、来年以降も続けて利用をしていきたいというように考えております。以上です。

●**議長(松本正)** 他には質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第64号の質疑を終わります。続きまして、議案第65号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 14番。

●**議長(松本正)** 14番議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 今年の、あのう、国民健康保健の会計の補正第1号について、あのう、ページ数も少ないので全般について質問をさせていただきたいと思います。本来、あのう、国民健

康保険の補正第1号というのは、あのう、当初に対して、当初予算の場合は加入者の課税所得も確定しておりませんし、1年間の医療費の結果も出ておりません。そういう意味では当初予算というのはある意味では暫定予算だと思います。そして補正第1号が、いわばそういうものを繰越も含めて反映した非常に大事な補正1号というふうにこれまでずっと私は、あのう、何十年かの議員生活の中で受け止めてきました。ところが今回、人件費だけの補正だけに済んでいます。先日、一昨日も全協で国民健康保険の22年、23年度の最終補正のことについても、またその財政調整のことについても全協で説明がございましたが、まあ、私はまだちょっと納得できないんですけれども、そうした点を踏まえて、なぜその人件費だけしか今回補正しなかったのかと、あのう、いうことについてお伺いをしたいと思います。正にその国保の補正1号というのは、この24年度の国民健康保険がどう運営されるかという一番基本的なデーターをきちっと押さえて行く一番大事な問題なんですけれども、それをあえて、まあ、あのう、取り上げてないという点では非常におかしいなというように思っています。まあ、補正予算をどういう内容を出すのか出さないのかというのは、あのう、提出権は町長にあるわけですから、まあ、やる気が無いならそれまでですけれども、そういう姿勢で臨むのかということをお伺いしたいと思います。具体的に答えてほしいんですけれども、例えば非常に国保税の算定で大きな影響を与える応能、応益割については、当初予算では応能割、所得割ですけれども53に対して応益割は33と14合わせて40、47ですね。そういう割合でした。ところが6月の常任委員会に出された資料では、応能割が52に応益割が48ということになっています。もともとかつてはフィフティ・フィフティということで、さまざまな議論がつく、あのう、あった分けですけれども、このパーセント、1パーセントを動かすか動かさないかという問題は大変な問題なんですけれども、常任委員会報告だけで済ましてそれで済むのかと、運協を通してそれで済むのかという問題で、もしそれだけの大きな変化があればなぜ補正にそのことを反映させないのかと、全く疑問であります。それからその結果課税所得についても、これは3月、3月15日までの国民健康保険税申告に基づいて決定するわけですが、その金額について確定するのも、基本的には年度閉鎖後、5月中だと思います。統計資料等発表されるのは6月入ってですから、それ以前の段階で既に財政当局、税務当局含めて、そのデーターできあがってるはずなんですけれども、それが全く反映されていません。具体的に当初予算では課税所得金額の計算の元、当初予算の元になった課税所得金額は、11億6千851万でしたが、厳しい財政、景気の状態を反映したりした結果、11億2千600万。だから4千、4千200万ですか、ぐらい所得が減っているわけです。ですからこれを反映することは当然必要なことになってきます。その課税所得が変更するということは、結果的に税率、税率を変えなければ国民健康保険税の収入が減ることになってきます。具体的に調定額、収入見込、見込額も当初予算のために出された積算資料と、今回常任委員会や国保運協に出された資料は違っています。また徴収率の問題についても当初予算では計算上97.77%という徴収率を掛けていらっしゃいました。先日の全員協議会では補正、最終補正を組むときに徴収率を掛けるのを忘れたと、まあ、それぐらいいいかげんなもんだそうですが、そういう大事なことにいいかげんにしといて、今回の6月の常任委員会資料等では、これを96.3%。1.5%も徴収率を下げられました。これは一体どういう理由なのかということがございます。後、再質問で触れますけれども毎年どんどん滞納が増えていってる状況があります。そういう事態の中で執行部としては徴収率を下げるだけのことで対応するのかどうか。こういう問題等がいっぱい出てきておるわけですが、全くこういうことが予算に反映されない。つまり国保の補正第1号は、そういう程度でいいと、そういうものを出しておけば議会は納得するんだという考えが町長の中にある

のかどうか実務的な問題も含めて答弁していただきたいと思います。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 常任委員会の資料にもお付けしております、直近の新しい、あのう、24年度の見込みにつきまして資料をお出ししているところでございます。その結果、医療費につきましては若干の減少の見込みであるということ。それと国保税につきましても、若干の、またこれも減少の見込みであるということを資料としてご説明をしております。ただ医療費につきましては、この初めて、あのう、減額傾向に転、転じておりますので、それが、あのう、一時的なものなのか、あるいは継続性をもったものなのかということ、まだ判断しかねておまして、暫く様子を見させていただきたいという意味合い、意味合いもございまして、この当初予算の中で収支をやって行けるという見込みでございまして、できる資料は常任委員会の方でお出し、お出しをいたしまして、その中で当初予算の中で運用させていただきたいと考えております。また、あのう、国保税の税率につきましても大きな乖離はございませんでしたので、このまま、あのう、改正をせずに見積もりのとおりやらしていただきたいという、あのう、ものでございました。おっしゃられたとおり当初の見込みよりも応能応益の比率が若干異動となっております。それもあわせてお示しをした、したところでございますけれども、徴収率の点につきましては、当時積算をした段階の5月の当初段階の最新の徴収率を用いたものでございまして、以後収入がございまして若干の変動は生じておると思ひ、思ひますけれども、直近で分かる数字にさしていただいたということでございます。また滞納の考え方につきましては年々膨らんでおりますので、これは町税ともあわせて、やはり適切な方法をとって行くべきであろうというふうに考えておまして、財政課の方とも協議をし始めたところでございますのでよろしくお願いをいたします。ええと、あのう、予算、補正予算につきましては確かに、あのう、今回人件費だけを計上させていただきました。先ほども申しあげ、あげましたように運営上、今の当初予算で何とかやって行ける段階でございまして、そのまま堅持をさせていただいたという意味合いでございまして、決して、あのう、何かを上げていないという意味合いでは決してございませんでして、今の予算の範囲内で執行させていただき、いただきたいという意味で、今回は医療費あるいは国保税について修正を加えずに人件費だけをあげさせていただきました。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(松本正) 14番議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、基本的に、まあ、一昨日の全員協議会の話でも、の話の結果を私自身が受け止めると、如何にずさんでちょんぼがあったかということについて明らかになりました。単純ミスだという説明もありましたが、そういう執行部が当初予算で確実なデーターが無いもとで、当初予算を組んでおいて新しくデーターが確定したものが反映、あのう、確定したデーターが入れば、それをきちんと反映して補正予算を組むのがあたりまえなんじゃないですか。具体的に加入者の所得が分からないのを、あのう、前年のを利用してやってるのを、きちんとその前々年度の数字を利用しているのを確定したんならそれを使うとか、そういうことは当然やることなんで、何でそれを今度は6月の議会、普通、例えば6月議会に間に合わなければ7月に臨時会を開いてでもですね、補正でこうなってますよと。だから税率を上げませんかとはつきりするべきなんです。医療費の減少についても減少傾向になったのは初めてだと、初めてのことで状況が分からないと、だから当面このまま様子を見てつという形なんです、そんなことで普通は通らないんですよ。

これまでは医療費が去年、下がればその前とその前の平均をしたり、その前とその前、平均したりして、いろいろな平均値出しながらどの方向でしょうという推計を責任を持って明らかにするというのが執行部の運営者としての責任でしょう。当分様子を見ますなんていうのは、ことで補正をいじくりませんっていうようなことが、ある意味じゃあ、あのう、国保の会計を運営して行く上では非常に無責任な姿勢だと思うんです。その税率を上げるとか下げるとかいう問題じゃあなくてそれ以前の問題なんです。基本的にこの議会に補正予算を出すか出さないかということは、今最新の経営状況がどうなってるかっていうことを加入者の皆さんに知らせることなんです。そのデータを出さないで、まあ、様子を見ましょうというその姿勢が一昨日見たいな結果を生んでいるんです。そのことをまず反省してほしいと思いますし、滞納の問題でも平成19年、20年は990万、960万。21年に1千26万、平成22年、去年の決算で千567万に膨れ上がっています。この3年間ずっとあって、32%とか急激に国保税上げました。その結果1千万台の大台だったのが1千500万になったんです。そして昨日、一昨日の会、会計課長の答弁を具体的にすれば3月31日時点で3千500万の滞納が、未済があつて出納閉鎖では1千700万になったと。差引して計算すれば千760万ですから、新たにまた260万増えているんですよ。こういう問題について結果的にこれはまた、あのう、他の加入者が払わないかんわけですね。そのことも反映して来るんでしょう。で、この問題については既に監査委員会の皆さんは、あのう、監査委員会の皆さんじゃない、監査委員の皆さんは、あのう、そういうことも非常に気を付けて去年の10月の段、12月の段階では一昨年と去年ですね、の滞納の状況を見て一昨年は10月までで860万だったと、それが千500万になった。今年は23年度はもう10、10月末で千300万円になっていると、さらに危険だというようなことで指摘もなさってるんです。それらがこの度議会に出ているでしょ、資料で。だからそれぐらい監査委員も真剣になっているし、議会も真剣になっているんですよ。一番ぼや、ぼやけているのは執行部なんです。そういう意味ではこういう滞納の問題についてどこが原因があつてどう解決して行くのかっていうことについてはどう見とられるんですか。あのう、先ほどの医療費みたいに急に低くなったので様子を見ています。滞納も様子を見ています。そういう姿勢ですか。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 滞納の件につきましては、昨年度の決算の説明のときにもお話をいたしました。若干おっしゃるように医療、国保税の、あのう、値上げの部分もある程度は影響しております可能性もありますけれども、ただ、あのう、実際は、あのう、まあ、ここ増えているのは国保だけではなくて他の税金につきましても、どんどん高くなっているのが現状でございます。まあ、あのう、国保につきましては、ご承知のように徴収率でペナルティを受けるという部分もございます。まあ、あのう、一般会計でもそうですけれども国保、国保の方では特にその要素がございまして、その滞納が増えていくということは、そのポイントにだんだん近づいて行くということで、すごく懸念をしております。そうした中でやはり、あのう、どうしたら、あのう、これを回収して、解消していけるのかというところで他の施策ともあわせながら総合的に、あのう、進めていかんやあいきんと思っておりますし、また先般のNHKのテレビでしたかありましたけれども住宅料の未納者に対しての措置について新たな方法を採用した場合かなり改善できたという、いうところもございまして、そういうところも一緒に研究さしていただいて、より滞納を増やすというよりも減らす方向で努力をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(松本正) 14番議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、まあ、実際にですね国保だけではなく他の会計等でも滞納が増えてるというふうに執行部代表して言われましたが、その認識がおかしいんですよ。国保会計を持っている者としては加入者がしたくて滞納しているわけじゃあないので滞納が増えるということは自分の命が切れるんですよ。病院に行けなくなるんですよ。そういう問題を担当しているんだという意識があなたに有るか無いかという問題なんですね。で、そういうことも含めて考えていく場合に先ほど言いましたように徴収率の計算を現況にあわせて一番近いところの数字が正しいみたいなことでボーンと1.5%も徴収率を下げた計算をしていく。じゃあその手当は財政的にどうするのかっていうのは、この補正には出てませんから何も分かんない。そういうことが本当にいいのかどうかというふうに思うところです。で、まあ、こういう意味でも、あのう、縷々指摘しましたが、人件費だけ計上しといてそれでええじゃあないかっていうふうにオッケーを出したのは誰か知りませんが、オッケーを出した人に答弁してほしいですけれども、こういう状態では私は、あのう、この、この議案を議論する以前の問題として執行部の責任というか姿勢を問いたいと思うんです。で、これはこれで人件費の問題ですから、まあ、あのう、通しとかないけない、いけないと思います。まあ、それも減らす方ですから。ただ、あのう、至急にですね、今さっき言った数値等を含めてきちっと反映した、あのう、24年度の補正第2号をきちっと組んで、そしてやっていく必要があるんじゃないかというふうに私は、あのう、特に前回の最終補正のああいいう誤りを見過ごした議会としてはやっぱりそういう点を強く要求せにゃあいかんというふうに私の反省も含めて問題点を指摘たい、指摘したいと思いますが、この点についての、あのう、課長じゃなくて違う方の答弁をお願いしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええっと、まあ、補正の今回のこういった提案については私が一応責任がございまして私の方から、まあ、答弁さしてもらいますけども、まあ、国保の運営協議会がございましてね。そこで十分に、まあ、資料も出して議論をしてそれで善しということは、まあ、いただいているということは、まあ、ご承知のとおりだと思います。ただ、まあ、あのう、その姿勢としておっしゃるように、じゃあそれで良とするのか議会の方はどうなんかというときに若干その詳細の検討する資料が足りないんじゃないかっていうことは良く分かります。まあ、何れにしても、あのう、今回のこの提案についてはやはりこれをどうこうちゅうわけにはなかなか私は行かないなと思っておりますので是非、あのう、この提案どおりをお願い、ご審議をお願いしたいなあというふうにも思っておりますし、まあ、あのう、先ほど課長がいろいろ言いましたけども、まあ、医療費が確かに下がってるとは言えども12月に特にこう下がってるというような要因があったりして、じゃあそれは何なのかというところがあるわけですね。ですからそれでもって医療費がどんどん下がっていくということにはなかなかならないわけで、やっぱり何か特殊要因があったんだろうと、まあ、そのへんもしっかり分析をしなきゃあいけませんけども、まあ、何れにしてもそういう分析をしながら今後も対応して行かなきゃならんかと、まあ、いうふうには当然思っております。

●議長(松本正) 補正を、補正2号を出すか出さんかとかいうことが。24年度の補正2号を出すか出さんかっていう。至急出すか出さんかということも、今先に問われてるけども。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええと、まあ、2号補正ということで再提案ということはちょっとなかなか、ちょっと難しいのではないかというふうに、まあ、今回は思っておりますので、是非、あのう、これで一つよろしくお願ひしたいなと。

●議長(松本正) いや、今のは6月はこれでやる、この補正で行くわけだけれども、その後に、7月とか何とかに、以降にでるかということ、その出せるかどうかということ、聞かれた。この、ここでの出す、出さんじゃあないと思うんだが。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(松本正) 副町長どうぞ。

●桑野副町長(桑野修) ええと、あのう、7月にもで、にでも2号補正を出す用意があるかというご質問の点につきましては、今回、まあ、こうして、あのう、運協の方に資料をお示ししてこれで年間予算、当初予算の中でやって、何とかやっていけるという方針をいただいたところであります。そしてただ、そのそれぞれの数値に、あのう、どう言いますか国保税等の確定した数値が、異動が出ておりますけれども、この点については、まあ、その中で例えば、あのう、国保税に不足が生じる、まあ、これ今後分かりませんが医療費が急激な増大をもって赤字になる赤字というか、あのう、歳入不足を生じるといった場合には町としての考え、今回の補正をしなかった理由の一つとしては、そのへんの部分はもう、あのう、基金あるいは一般会計からの繰入金によって賄って行こうという考え方でおりますので、直ちに2号の補正を提出という予定はしておりません。

●議長(松本正) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第65号の質疑を終わります。続きまして、議案第66号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第66号の質疑を終わります。続きまして、議案第67号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第67号の質疑を終わります。続きまして、議案第68号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) 無いですので、議案第68号の質疑を終わります。以上で、議案第57号から議案第68号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

●議長(松本正) 以上で本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

—— 午前10時12分 散会 ——